

「衆議院選挙制度に関する調査会」（第11回）議事概要

1 日時：平成27年7月13日（月） 15:00～

2 場所：衆議院議長公邸

3 出席者：

座長	佐々木 毅	明るい選挙推進協会会長、元東京大学総長
	荒木 毅	富良野商工会議所会頭
	大石 眞	京都大学教授
	大竹 邦実	地域社会ライフプラン協会理事長、元衆議院調査室長
	加藤 淳子	東京大学教授
	萱野 稔人	津田塾大学教授
	櫻井 敬子	学習院大学教授
	佐藤 祐文	横浜市会議員、前横浜市会議長
	曾根 泰教	慶應義塾大学教授
	並木 泰宗	日本労働組合総連合会政治局局長
	平井 伸治	鳥取県知事
	堀籠 幸男	慶應義塾大学特別招聘教授、元最高裁判事
	山田 孝男	毎日新聞社特別編集委員
	林 幹雄	衆議院議院運営委員会委員長

4 議事要旨

議題「小選挙区比例代表並立制の検証」

(1) 事務局から、以下の事項について説明が行われた。

- ・ 「重複立候補」について

重複立候補制度の概要と論点、第47回総選挙における小選挙区選挙と比例代表選挙の立候補と当選及び重複立候補の状況、各政党の比例代表選挙の得票率と小選挙区選挙の得票率の差の状況等について説明があった。

- ・ 調査会における議論の論点について説明があった。

(2) 各委員からの主な発言

(重複立候補制度について)

- ・ 重複立候補制度は、最高裁大法廷判決で合憲と判断されている。
- ・ 小選挙区比例代表並立制においては小選挙区選挙と比例代表選挙は全く別のものであるが、比例代表選挙の当選人の決定に惜敗率を用いたことにより、この点が曖昧になったり、批判を招いたりしている。
- ・ ヨーロッパにおいては、小選挙区選挙と比例代表選挙は別々の制度であり、重複立候補はある候補者がたまたま両方に立候補しているものにとらえ、あまり問題がないと考えられているが、日本においては、小選挙区で選ばれた方が上であるという認識があることや惜敗率で両制度をつないでい

ることが問題になっている。

- ・ 小選挙区の当選者と比例復活の当選者の間で生じている上下意識を放置するのはいかがか。また、重複立候補制は当落の判断を複雑にするため、候補者の側にも有権者の側にもわかりにくさや不満が生じている。重複立候補制を維持する場合、これらを上回るメリットがあることを丁寧に議論する必要がある。
- ・ すでにこの制度の下で何回も選挙が行われており、政党によっては、重複立候補制度をセーフティネットや集票の道具立てとしている面もあり、人材の少ない政党への配慮にもなっている。
- ・ 地域の声を国政に反映させたい有権者にとっては、応援していた候補者が復活当選することはよいことであり、自分たちの代表を選ぶ国民の権利を担保するものである。
- ・ 現行選挙制度の重要な目的の1つである政権交代可能な緊張感のある政治体制をつくるためには、小選挙区制においては接戦であっても壊滅的な結果となることを考慮し、これを緩和するものとして重複立候補を認め、キャリアの断絶を防ぐことも必要ではないか。
- ・ 重複立候補制度は、重複立候補もでき、名簿の順位も例外的に同一順位にすることもできるという制度であるが、現実には、重複立候補が多く、政党はこれらを同一順位とするという状況にある。これは、名簿の順位付けが困難であり、重複立候補を認める場合には、同一順位とすることを認めることが不可欠で、これが制度のキーになっているということではないか。

- ・ 比例代表選挙においては、政党は、自分たちの主張を実現できるような候補者を揃えて名簿を作成すべきであり、例えば、女性の登用のためのクォータ制を入れるなど、名簿の使い方を工夫できるのではないか。

(調査会における議論の論点について)

- ・ 選挙制度と国民主権原理との関係についての議論が足りないのではないか。間接民主制の下で、国家としての統一的な意思形成に国民の声を反映する上で国民と議員をつなぐ重要な場が選挙制度であり、どのような制度が国民の意見を反映させる最も的確な仕組みであるかという原理原則があるはずであり、その議論をした上で、小選挙区制と比例代表制のコンビネーションをどうするのかなどの論点を議論すべきではないか。
- ・ 議員は数とクオリティーの双方が必要である。議員定数の削減は効率化であり国民にとってよいことであるというのは一面的であり、削減し過ぎると憲法が議会に要請する仕事ができなくなるおそれがある。クオリティーと適正な民意の集約という両面から考えていくべきではないか。
- ・ 較差是正の大前提は選挙区間の較差を2倍未満にするということであり、都道府県への議席配分だけが問題ではないことに留意すべきである。
- ・ 衆議院の場合、定数1の都道府県が生じた場合、補欠選挙が春と秋に統一して行われる関係上、地域の代表がいなくなる空白期間が生ずる。

- ・ 選挙制度全体として比例代表の定数が削減されたことにより民意の集約機能が強くなってしまっているのではないか。
- ・ 比例代表選挙における当選者の党籍離脱の問題について議論する必要があるのか。

(3) 次回の日程

平成27年9月30日(水) 14時